

鹿沼市立東中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（同法 第2条第3項）

※下線は引用者による。

上記の条文のもと、本校は「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題が起こった場合、全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、本校生徒が「いじめのない、安心と成長の学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめに向かわない学校風土づくりに努める。
- ②生徒一人一人が自己有用感を高めるための教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見・早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、校内にとどまらず、外部機関や専門家と協力する。
- ④学校と家庭が協力して、指導にあたる。
- ⑤文部科学省からの指示に基づき、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行う。

◆全体指導計画

	月ごとの取組	年間を通しての取組
4月	全体指導計画の立案（生徒指導） いじめに関する意識調査・研修（生徒指導） 学級開き（学級経営） 授業の受け方・家庭学習の仕方（学習指導） 標準学力検査（NRT）1年（学習指導） 学級経営・教科経営における人権教育上の確認事項（人権教育） 心身への配慮（アレルギーを含む）を要する生徒に関する共通理解（生徒指導）（保健指導） 学校生活に関するアンケート（生徒指導）	◎生徒指導部会（週1回） ◎教育相談部会（週1回） ①授業改善の取組 ・校内研究授業（学習指導） ・授業ルールの確認（学習指導） ②教師による「居場所づくり」と生徒による「絆づくり」を目的とした取組 ・日録の指導（学級経営） ・部活動指導（生徒指導） ・部長会議（生徒指導）
5月	全体指導計画の策定（生徒指導） 心身への配慮（アレルギーを含む）を要する生徒に関する共通理解（生徒指導）（保健指導）	・構成的グループエンカウンター（学級経営・道徳・進路指導等） ・学校行事における仲間づくり

	指導) 生徒総会 (生徒会・委員会活動) 体育祭での配慮 (人権教育)	(学級経営) ・席替え (学級経営) ・リーダー研修 (全学年一斉実施、各学年実施)
6月	学校生活に関するアンケート (生徒指導) テストの受け方・生かし方 (学習指導) QU 検査 (教育相談) 二者懇談 (教育相談)	③いじめに関する学習 ・道徳の時間 (道徳) ・学級活動 (学級経営)
7月	小学校との情報交換 (生徒指導) 人権強調週間 (人権教育) 人権作文 (学級経営) Q-U 研修 (学級経営・教育相談)	④いじめをなくすための生徒会の取組 ・人権の木 (生徒会・委員会活動) ・標語掲示 (生徒会・委員会活動) ・生活目標 (生徒会・委員会活動)
8月 9月	学校生活に関するアンケート (生徒指導) 全体計画の前期評価と後期改善 (生徒指導) 問題行動調査 (生徒指導)	・あいさつ運動 (生徒会・しののめリーダーズ)
10月	テストの受け方・生かし方 (学習指導) しののめ祭における配慮 (人権教育)	⑤いじめをなくすための保護者・地域に対する啓発 ・学校 HP、学校だより ・学級だより ・家庭用パンフレット (人権教育) ・安全・安心な学校づくり標語コンクール
11月	三者懇談 (進路指導) Q-U 検査 (教育相談) 学校生活に関するアンケート (生徒指導) 心身への配慮 (アレルギーを含む) を要する生徒に関する共通理解 (生徒指導) (保健指導) テストの受け方・生かし方 (学習指導) 小学校との情報交換 (生徒指導) いじめ防止強調週間 人権強調週間 (人権教育)	
12月	人権強調週間 (人権教育・委員会活動) いじめ防止啓発週間 (生徒指導)	
1月	全体計画の後期評価と次年度への改善 (生徒指導) Q-U 研修 (学級経営・教育相談) 三者懇談 (進路指導・教育相談) 学校生活に関するアンケート (生徒指導)	
2月	テストの受け方・生かし方 (学習指導) 学校生活に関するアンケート (生徒指導) 小学校との情報交換 (生徒指導)	
3月	標準学力検査 (NRT) 1・2年 (学習指導) 問題行動調査 (生徒指導)	

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

- ・「いじめに向かわない学校」を作るため、未然防止・早期発見の対策を行う。
- ・いじめが発生した際には、解決に向けて以下のような組織で対応する。

(1) いじめ防止対策委員会

- いじめ防止に関する措置を実効的に行う。
- 校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当等で組織する。
- 必要に応じて委員会を開催する。

◆未然防止・早期発見対策に係るもの《定期開催》

①未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・校内研修会の企画、立案
- ・つまずきやすさを持つ生徒への支援方針決定
- ・校内体制の検討及び改善

②早期発見対策

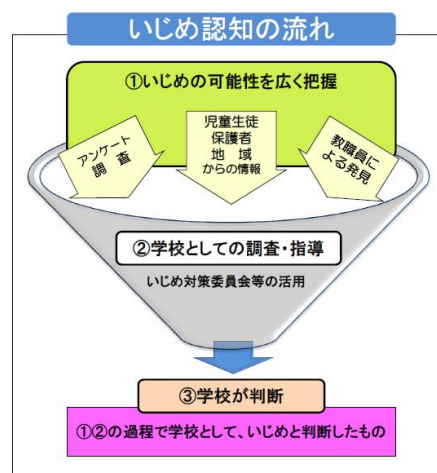
- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施（年6回）と結果の分析共有
- ・情報交換による生徒の状況の共有

◆いじめ認知時の対応に係るもの《随時開催》

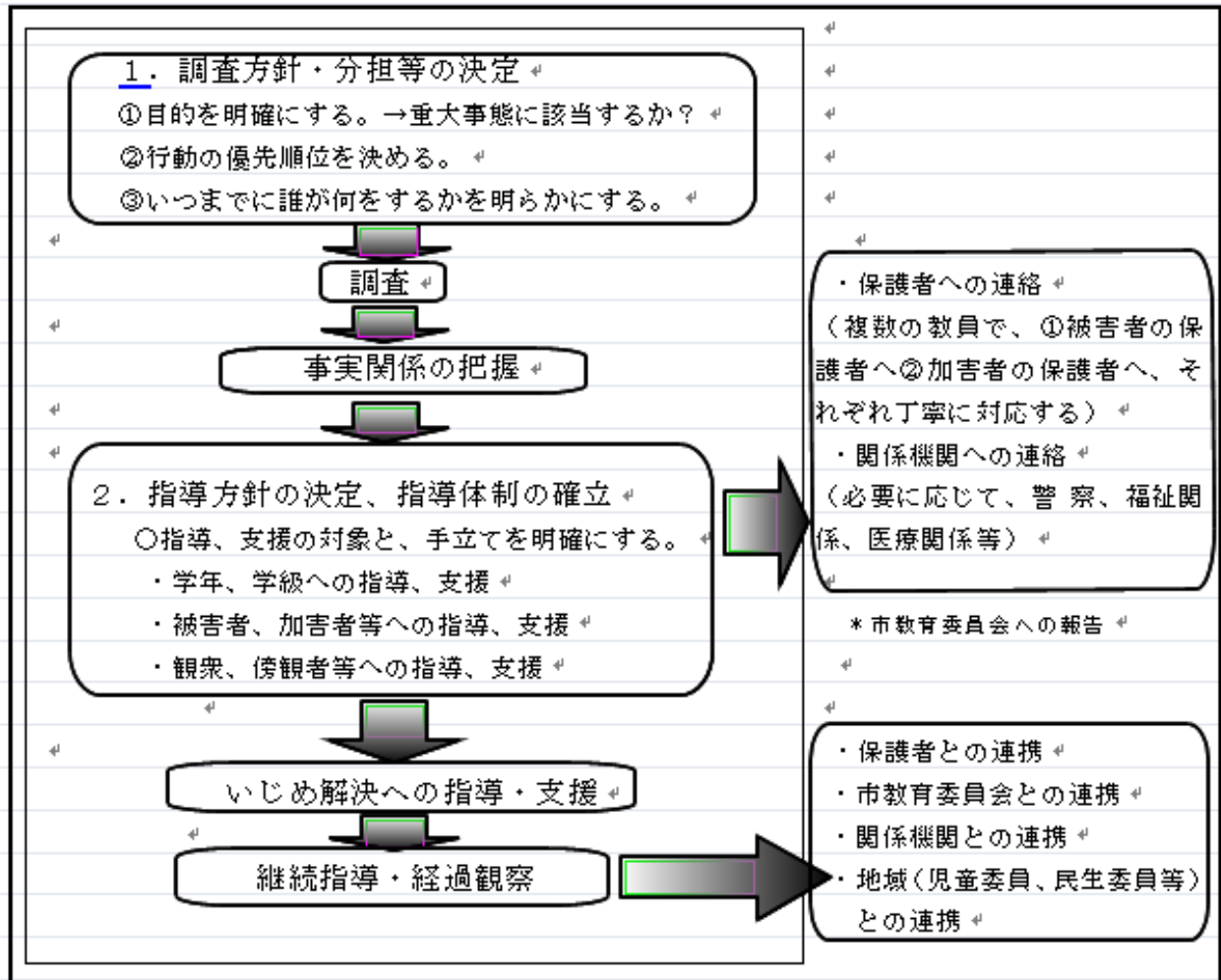
①事実関係の把握【左図参照】

- ・アンケート調査、生徒、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し共有する。
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

※構成メンバーについては、問題の状況や学校の実情に合わせ上記の委員に学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加え組織する。



②対応の流れ



* 以下の状況が発生した場合、直ちに市教育委員会へ報告する。

- ・ 重大事態に発展する恐れがあるもの。
- ・ 外部機関が介入したもの。

(2) その他のいじめ防止に係わる学校内の組織と目的

①学習指導部会

- ・ 確かな学力を育成するため、生徒が意欲的に取り組む授業づくりを推進する。
- ・ 社会性を育成するため、学びに向かう集団（学級）づくりを推進する。

②学級経営部会

- ・ 学年組織と学年相互の組織を生かして、子どもの居場所づくりや絆づくりを進め、生きる力を育む基盤となる学級生活の充実を図る。
- ・ 学年・学級を経営する上での各技術を高めるため、協働して研修を進める。

③生徒指導部会

- ・ いじめにつながる侵害行為に対して、指導の考え方と指導過程を検討・共有する。
- ・ 生徒ひとりひとりに対する適切な指導・支援の仕方を検討する。
- ・ 特別支援教育部会と連携し、つまずきやすさを持つ生徒に寄り添った適切な指導・支援の仕方を検討する。

④企画委員会

- ・学年主任・通級指導・教育相談担当・保健主事より、各学年での指導・支援の現状等について報告する。

⑤各学年部会

- ・各学級からの情報を共有・発信し、適切な支援や指導について検討する。
- ・各学級での指導にあたり、組織的に対応する。
- ・他学年の情報について共有する。

⑥特別支援教育部会

- ・個別の指導計画と支援計画を作成し、指導や支援の充実を図る。必要に応じて不登校対策担当や学級担任等が計画作成に加わり、適切な支援を協議する。
- ・個々の特性を尊重しあう集団づくりに向けて、特別支援教育の理解を促すための啓発資料を作成する。

⑦教育相談部会

- ・教育相談係が生徒の状況を統括し、組織として多様な対応を進めつつ、家庭や関係機関と連携する。

⑧通級指導教室

- ・学力、言語、社会性、運動能力、注意集中の5視点から指導の重点を明らかにし、適切な補充や支援を行うことで、学校生活でのつまずきに対応する力を伸ばす。

(3) 外部機関との連携

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、緊急生徒指導部会を開催する。「いじめ防止対策委員会」のメンバーに加え、必要に応じ教育委員会、児童相談所、家庭裁判所、鹿沼警察署、鹿沼市こども・家庭サポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加え組織する。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化

(1) いじめの防止

①学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

②道徳教育の充実

- ・道徳の時間を要として、道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- ・人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

※「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例集(平成25年3月)の活用

③特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

- ・生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

④人権教育の充実

- ・生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

⑤情報モラル教育の実践

- ・道徳の時間や特別活動、さらに各教科において情報モラル教育を実践する。
「情報モラル育成資料集」（平成23年2月栃木県教育委員会）や「ケータイ・ネットいじめ指導資料」（平成27年3月鳴門教育大学）の活用を図る。
- ・生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
 - ウ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
- ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう、啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

⑥自死対策

- ・命の尊さ、生きることの意味を生徒に教える。
- ・自らSOSのサインが出せる環境をつくり、サインが出せる生徒を育てる。
- ・生徒からのサインに対し、「いじめ防止対策委員会」で対応。

⑦保護者・地域との連携

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得て、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・学校、家庭、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会（学校評議員会における「いじめ」についての確認等）を設けたり、ともに学ぶ機会を設定したりする。

⑧教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- ・いじめに関するチェックリストを活用し、自己の取組や指導体制の改善を図る。

* 「いじめに関する研修ツール ver. 2」の活用

(2) 早期発見 ※「いじめ」の理解と対応 P8~11 を参考

①生徒の見守り・信頼関係の構築

- ・生徒の些細な変化に気づく。
- ・生徒との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。
- ・日録ノート（東雲）を活用する。

②情報交換による共有

- ・生徒の些細な変化について情報を共有するべく、メモなどを日常的に活用する。
- ・毎週実施する「各学年部会」「生徒指導部会」において、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ・掲示板を有効活用し、各学年での情報を全体で共有する。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

③アンケートの実施

- ・いじめ防止に対する取組評価のため、定期的（4, 6, 8, 11, 1, 2月実施）に実施し、取組の工夫改善に活かす。
- ・生徒が安心していじめを訴えられる機会ともなるよう工夫し、定期的（4, 6, 8, 11, 1, 2月）及び随時実施することにより、早期発見にも役立てていく。

④教育相談の充実

- ・日録ノート（東雲）を利用した相談申し込み、相談ポストによる相談申し込み、教師からの意図的な呼び出しによる相談など、二者懇談・三者懇談以外にも相談の機会と窓口を設け、気軽に相談できる体制を整備する。
- ・様々な悩みに適切に対応し、生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ・学校における教育相談について、保護者の理解を図るとともに、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

⑤家庭との連携

- ・保護者には家庭においても生徒の些細な変化があった場合には、学校と家庭で連携し、速やかに対応できるよう呼びかけておく。
- ・学級通信や学年通信、学校ホームページによる啓発や、家庭への連絡等日頃より家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

(3) いじめ事案への対処

①「いじめ防止対策委員会」による調査

- ・「いじめ防止対策委員会」が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケート等を実施する。事実関係（いつ・どこで・誰が・誰に・何を・どのように等）を共有し、本委員会でいじめか否かの判断を行う。
- ・必要に応じて、市および県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

②保護者への報告

- ・いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③いじめられている生徒及び保護者への支援

- ・いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④いじめた生徒への指導及び保護者への助言

- ・いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・支援する。

- ・いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、保護者と協力して指導に当たる。
- ⑤いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - ・いじめの問題について話し合わせるなど生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめを根絶する認識を持たせる。
 - ・笑う、はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。
- ⑥ネットいじめへの対応
 - ・ネットいじめを認知した場合には「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、保護者や外部機関と連携し、当該いじめに関わる情報の削除等に当たる。
 - ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに鹿沼警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦警察との連携
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、鹿沼警察署と連携して対処する。

4. 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第 28 条により、当該事案が重大事態（※）と判断した場合には以下のとおり対応する。

- ※ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ①直ちに市教育委員会に重大事態の発生を報告する。かつ、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ②原則として本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、当該いじめの事実関係を明確にするための調査を実施する。市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士など外部専門家の協力を仰ぐ。
- ③いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ④調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑤当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ⑥「いじめ防止対策委員会」を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめる。市教育委員会と連携しつつ、臨床心理士など外部専門家の協力を仰ぎながら、学校組織をあげて着実に実践する。

5 評価・改善

各種調査（標準学力検査、問題行動調査、いじめアンケート、QU 検査）や、国・県の動向、社会状況を踏まえ、学校評価Ⅰの生徒指導・特別支援教育部会にて前期・後期のチェック(C,S)を行う。3学期に次年度の基本方針について検討し、新年度に立案する。

《参考資料》

- ・生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり2 サイクルで進める生徒指導:点検と見直し(H26.6 国立教育政策研究所)
- ・生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A(H25.12 国立教育政策研究所)
- ・生徒指導リーフ 21 いじめに関する「認識の共有」と「行動の一元化」(H27.12 国立教育政策研究所)
- ・生徒指導リーフ 20 アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる(H27.11 国立教育政策研究所)
- ・生徒指導リーフ 13「学校いじめ防止基本方針」年度当初の確認点(H26.4 国立教育政策研究所)
- ・生徒指導リーフ 9 いじめの未然防止Ⅱ(H24.9 国立教育政策研究所 H27.3 部分改訂)
- ・生徒指導リーフ 8 いじめの未然防止Ⅰ(H24.9 国立教育政策研究所 H27.3 部分改訂)
- ・生徒指導リーフ 4 いじめアンケート(H24.6 国立教育政策研究所 H27.3 部分改訂)
- ・生徒指導リーフ 2「絆づくり」と「居場所づくり」(H24.2 国立教育政策研究所 H27.3 部分改訂)
- ・いじめに関する研修ツール ver.2 (H27.7 国立教育政策研究所)
- ・「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について(パワーポイント資料)(H25.10 文部科学省初等中等教育局児童生徒課)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針(国の方針) (H25.10.11 文部科学大臣)
- ・「いじめ」の理解と対応 (H24.12 栃木県教育委員会)
- ・情報モラル育成資料集 (H23.2 栃木県教育委員会)
- ・ケータイ・ネットいじめ指導資料 (H27.3 鳴門教育大学)